

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

志摩市長 橋爪 政吉

市町村名 (市町村コード)	志摩市 (242152)	
地域名 (地域内農業集落名)	志摩市磯部町 (穴川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月20日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、穴川地区は、3つの地区に分かれており、三柳地区が地区内外の認定農業者3名と区域内の農業者1名、座頭橋地区が認定農業者1名と地区内外の農業者4名、新道地区が地区内外の認定農業者3名と地区内の農業者5名で耕作が行われている。

農地等の維持管理については、穴川3地区合同保全会により多面的機能支払交付金を活用し取り組んでいる。耕作者以外に地権者にも参加を促しているが、高齢化により参加者が減少し農地の維持管理が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻が主要作物となっており、今後も認定農業者を中心に営農を継続する。
- ・近い将来、区域内の農業者が減少していくので、現在の認定農業者を中心に営農を継続していくよう努める。
- ・地域全体で農地等の維持管理をしていく仕組みを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、現況にて農業上の利用が見込まれない農地は含まないこととする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内の担い手への集積を優先し、集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については農地中間管理機構を活用して行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
穴川3地区合同保全会による多面的機能支払交付金を活用し、農地等の維持管理を継続して行っていく。 また、効率的な生産を図るため、畦撤去など簡易な整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地区は、目標地図に位置づけられた者が地域の担い手であることから、定期的に担い手と話し合う場を設けるなど、継続的に担い手が耕作できるよう、地域との相互の協力連携をしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金の活動で農道・水路等の維持管理、農地の保全管理を行っていく。